

鳥取県公報

令和6年11月29日(金) 号外第95号

毎週火・金曜日発行

		目
\Diamond	規則	
\Diamond	公安規則	大麻取締法施行細則を廃止する規則(44)(医療・保険課)・・・・・・・・・・15

――公布された規則のあらまし

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

健康保険法等の一部が改正され、被保険者証が廃止されるとともに、被保険者の資格の確認は電子資格確認 により行われることとされたこと等に伴い、関係する規則について一括して所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 次の規則について、それぞれ定める手続における確認書類や申請書類の添付書類を被保険者証等から個 人番号カード等に改める等所要の規定の整備を行う。
 - ア 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則
 - イ 鳥取県特別医療費助成条例施行規則
 - ウ 鳥取県青少年健全育成条例施行規則
 - 工 鳥取県児童福祉法施行細則
 - 才 鳥取県統計調査条例施行規則
 - カ 鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則
 - キ 鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則
 - ク 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則
 - ケ 鳥取県個人情報の保護に関する法律等施行規則
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布の日とする(1)の工及びクの一部の事項を除き、令和6年12月2日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇大麻取締法施行細則を廃止する規則

1 規則の廃止理由

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部が改正され、大麻草研究栽培者は厚生労働大臣の免許を受け ることとされたこと等に伴い、大麻取締法施行細則を廃止する。

2 規則の概要

- (1) 大麻取締法施行細則は、廃止する。
- (2) 施行期日は、令和6年12月12日とする。

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年11月29日

> 鳥取県知事 平 井 伸 治

> > 改正前

鳥取県規則第43号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則)

改正後

第1条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和37年鳥取県規則第70号)の一部を次のように 改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

様式第1号(第2条、第8条の4関係)	様式第1号(第2条、第8条の4関係)
県営住宅入居申込書	県営住宅入居申込書
職 氏名 様	職氏名様
次のとおり県営住宅に入居したいので、鳥取県営	次のとおり県営住宅に入居したいので、鳥取県営
住宅の設置及び管理に関する条例第6条第1項の規	住宅の設置及び管理に関する条例第6条第1項の規
定により申し込みます。なお、この申込書の記載内	定により申し込みます。なお、この申込書の記載内
容が事実と相違するとき、又は私若しくは私に係る	容が事実と相違するとき、又は私若しくは私に係る
同条例第5条第1項第1号に規定する者が暴力団員	 同条例第5条第1項第1号に規定する者が暴力団員
による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6	 による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6
号に規定する暴力団員であることが判明したとき	 号に規定する暴力団員であることが判明したとき
は、申込みを無効とされ、又は入居の決定を取り消	は、申込みを無効とされ、又は入居の決定を取り消
されても異存ありません。	されても異存ありません。
また、家賃等の減免等が可能である場合は、家賃	また、家賃等の減免等が可能である場合は、家賃
等の減免等を希望(します・しません)。	等の減免等を希望(します・しません)。
年 月 日	年月日
略	略現認書類
	保険証
	児童手当受給
	源泉徴収票
	その他()
略	略
略 - 略 ÷12= 略	略 - 略 ÷12= 略
略	略
略	略
備考略	備考略
NIB 2 17H	NIN A WH

<担当課処理欄>			<担当課処理欄>			
略		略	略		略	
	-			_		

(鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取県特別医療費助成条例施行規則(昭和48年鳥取県規則第53号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(条例第4条第3項の規則で定める者)

- 第1条の2 条例第4条第3項の規則で定める者 は、次に掲げる者とする。
 - (1) 健康保険法施行規則(大正15年内務省令第 36号) 第47条第7項第3号に規定する限度額適 用・標準負担額減額認定を受けた者
 - (2) 国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省 令第53号) 第26条の3第1項に規定する認定、 同令第26条の6の4第1項に規定する認定又は 同令第27条の14の5第1項に規定する認定を受 けた者
 - (3) 船員保険法施行規則(昭和15年厚生省令第 5号) 第35条第7項第3号に規定する限度額適 用・標準負担額減額認定を受けた者
 - (4) 国家公務員共済組合法施行規則(昭和33年 大蔵省令第54号) 第105条の9第1項に規定す る認定を受けた者
 - (5) 地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37 年総理府・文部省・自治省令第1号) 第110条 の6第1項に規定する認定を受けた者
 - (6) 私立学校教職員共済法施行規則(昭和28年 文部省令第28号)第4条の13第1項に規定する 認定を受けた者
 - (7) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則 (平成19年厚生労働省令第129号) 第67条第1 項に規定する認定を受けた者

(条例第4条第3項の規則で定める者)

- 第1条の2 条例第4条第3項の規則で定める者 は、次に掲げる認定証等を所持している者とす る。
 - (1) 健康保険法施行規則(大正15年内務省令第 36号) 第105条第2項に規定する限度額適用・ 標準負担額減額認定証
 - (2) 国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省 令第53号) 第26条の3第2項に規定する食事療 養標準負担額減額認定証、同令第26条の6の4 第2項に規定する生活療養標準負担額減額認定 証又は同令第27条の14の5第2項に規定する限 度額適用 • 標準負担額減額認定証
 - (3) 船員保険法施行規則(昭和15年厚生省令第 5号) 第95条第2項に規定する限度額適用・標 準負担額減額認定証
 - (4) 国家公務員共済組合法施行規則(昭和33年 大蔵省令第54号) 第105条の9第2項に規定す る限度額適用・標準負担額減額認定証
 - (5) 地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37 年総理府・文部省・自治省令第1号) 第110条 の6第3項に規定する限度額適用・標準負担額 減額認定証
 - (6) 私立学校教職員共済法施行規則(昭和28年 文部省令第28号)第4条の13第2項に規定する 限度額適用証
 - (7) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則 (平成19年厚生労働省令第129号) 第67条第2 項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定 証

(鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部改正)

第3条 鳥取県青少年健全育成条例施行規則(昭和56年鳥取県規則第12号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(青少年でないことを確認する方法)	(青少年でないことを確認する方法)

第11条 条例第17条の7第3項に定める青少年でな いことを確認する方法は、個人番号カード(行政 手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2 条第7項に規定する個人番号カードをいう。) そ の他の質受け又は古物買受け等を申し出た者の年 齢を確認することができる資料の提示とする。

第11条 条例第17条の7第3項に定める青少年でな いことを確認する方法は、運転免許証、国民健康 保険被保険者証等その質受け又は古物買受け等を 申し出た者の年齢を確認することができる資料の 提示とする。

(鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正)

第4条 鳥取県児童福祉法施行細則(平成3年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正す

3 0 ()							
	改正後	改正前					
様式第2号(第3条関係) (表面) 略 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書兼小児慢性							
特定疾病登	禄者証申請書(新規・更新・変更)	特定	 疾病登録	者証申請書	(新規・	更新・変	(更)
略			略	I			
受診者		受診者	加入療保険	略 保険 被者 有機 整 基 香		<u>被保険</u> 者証 記号・ 番号	
略		略					
上記のとおり、小児慢性特定疾病医療費の支給及び小児慢性特定疾病にかかっている事実等の証明を申請します。 年月日 申請者氏名				3り、小児慢付 特定疾病にから 日	かってい		等の証明を
鳥取県	総合事務所長 様	鳥耳	取県	総合事務所	听長 鳺	‡	
注略 (裏面)略 (基本第2号の2(第4条関係)			格 第2号の	(裏面)2 (第4条[
様式第2号の2 (第4条関係) 様式第2号の2 (第4条関係) (表面) 小児慢性特定疾病医療費医療受給 略			第2号	の2(第4条	·関係)	(表	略

者記 証)	正(兼小児	慢性特定疾病登録者	
H ₁	 各		
	略		
	疾患群		
	番号		
757	保護者		
受	の住		
診	所・氏		
者	名		
	略		
	医療保	略	
	<u>険各法</u>		
	<u>等</u> の記		
	号及び		
	番号		
附	各		

者証(兼小児慢性特定疾病登録者 証)				
H	\$			
	略			
	疾患群		成長	有・
	番号		ホル	無
			モン	
			治療	
			の有	
			無	
受	保護者			
診	の住			
者	所・氏			
	名 <u>・続</u>			
	<u>柄</u>			
	略	1		
	被保険		略	
	者証の			
	記号及			
	び番号			
H	\$			

(裏面)

注意事項

- 1 2 略
- 3 保険医療機関等において診療を受ける 場合、個人番号カード又は資格確認書に 添えて、この証と自己負担上限額を管理 する票(以下「管理票」という。)を必 ず窓口に提出してください。この証と管 理票の提出がない場合は、自己負担上限 額を超えて医療費の請求を受けることが あります。

 $4 \sim 9$ 略

問合せ先

略

様式第3号(第5条関係)

療育給付申請書

(裏面)

注意事項

- 1 2 略
- 3 保険医療機関等において診療を受ける 場合、被保険者証や組合員証に添えて、 この証と自己負担上限額を管理する票 (以下「管理票」という。) を必ず窓口 に提出してください。この証と管理票の 提出がない場合は、自己負担上限額を超 えて医療費の請求を受けることがありま

4~9 略

問合せ先

様式第3号(第5条関係)

療育給付申請書

医療保険各法等 略 の記号及び番号 略 添付書類 略 様式第25号の2 (第15条の2関係)

(表面)

障害児入所給付費・特定入所障害児食費等給付費 支給申請書

職氏名様

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

医療保険各法等 略 の記号及び番号

※「医療保険各法等の記号及び番号」欄及び「保険 者名及び番号」欄は、医療型障害児入所施設又は 指定発達支援医療機関の利用を希望する場合にの み記入すること。

略

(裏面) 略

様式第25号の5 (第15条の4関係)

(表面)

(裏面)

注意事項欄 1 • 2 略 3 医療型障害児入 所施設に入所する ときは、この証に 個人番号カード又 は資格確認書及び 障害児入所医療受 給者証を添えて、 指定障害児入所施 設等に提示してく ださい。

 $4 \sim 7$ 略

(四)

(五)

様式第25号の6 (第15条の4関係)

(表面)

(裏面)

被保険者証等の 記号及び番号

略

略

添付書類 略

様式第25号の2 (第15条の2関係)

(表面)

障害児入所給付費・特定入所障害児食費等給付費 支給申請書

職氏名様

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

被保険者証の記 略 号及び番号※

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名 及び番号」欄は、医療型障害児入所施設又は指定 発達支援医療機関の利用を希望する場合にのみ記 入すること。

略

(裏面) 略

様式第25号の5 (第15条の4関係)

(表面)

(裏面)

(四)

1 • 2 略

注意事項欄

3 医療型障害児入 所施設に入所する ときは、この証に 医療保険の被保険 者証及び障害児入 所医療受給者証を 添えて、指定障害 児入所施設等に提

示してください。

 $4 \sim 7$ 略

(五)

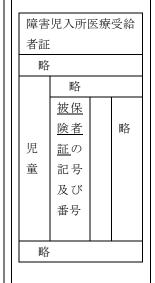
様式第25号の6 (第15条の4関係)

(表面)

(裏面)

障害	障害児入所医療受給				
者証					
略					
	略				
	医療				
	保険		略		
児	各法				
童	<u>等</u> の				
	記号				
	及び				
	番号				
略	,				

注意事項欄 1 略 2 医療型障害児入 所施設に入所する ときは、必ずこの 証に個人番号カー ド又は資格確認書 を添えて、指定障 害児入所施設等に 提示してくださ V) 3~10 略



注意事項欄 2 医療型障害児入 所施設に入所する ときは、必ずこの 証に医療保険の被 保険者証を添え て、指定障害児入 所施設等に提示し てください。 3~10 略

様式第25号の12 (第15条の9関係)

高額障害児入所給付費支給申請書兼請求書

職氏名様

次のとおり関係書類を添えて高額障害児入所給付 費の支給を申請(請求)します。

申請(請求)年月日 年 月 日

フリカ	ガナ		略	
申請者氏名			制度	受給者証番号又は
				医療保険各法等の
				記号・番号
略				
同一			略	
世帯	氏	生 年	制度	受給者証番号又は
に属	名	月日		医療保険各法等の
する				記号・番号
他の	略			
支 給				
決定				
障害				
者				

(注1) 略

(注2) 略

高額障害児入所給付費等を下記の口座に振り込んで ください。

咍		
収		

様式第25号の12 (第15条の9関係)

高額障害児入所給付費支給申請書兼請求書

職氏名様

次のとおり関係書類を添えて高額障害児入所給付 費の支給を申請(請求)します。

申請(請求)年月日 年 月 日

フリガナ				略	
申請者氏名				制度	受給者証番号又は
				被保険者証番号	
略					
同 -				略	
世	带	氏	生 年	制度	受給者証番号又は
にり	属	名	月日		被保険者証番号
す	る				
他(の	略			
支系	給				
決	定				
障	害				
者					
(20		m/r		•	

(注1) 略

(注2) 略

高額障害児入所給付費等を下記の口座に振り込んで ください。

略

略

(鳥取県統計調査条例施行規則の一部改正)

第5条 鳥取県統計調査条例施行規則(平成12年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

(委託による統計の作成等に係る手続等)

第29条 略

- 2 委託申出者は、前項の申出書を提出するときは、 調査実施機関の担当職員に対し、次に掲げる書類を 提示し、又は提出するものとする。
 - (1) 委託申出者(法人等の代表者若しくは管理人 又は代理人によって申出をするときは、当該代表 者若しくは管理人又は代理人)の個人番号カード (行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27 号)第2条第7項に規定する個人番号カードをい う。) その他その者の氏名、生年月日及び住所が 記載され、本人であることを確認するに足りる書

(2) (3) 略

改正前

(委託による統計の作成等に係る手続等)

第29条 略

- 2 委託申出者は、前項の申出書を提出するときは、 調査実施機関の担当職員に対し、次に掲げる書類を 提示し、又は提出するものとする。
 - (1) 委託申出者(法人等の代表者若しくは管理人 又は代理人によって申出をするときは、当該代表 者若しくは管理人又は代理人)の運転免許証、健 康保険の被保険者証その他その者の氏名、生年月 日及び住所が記載され、本人であることを確認す るに足りる書類

(2) • (3) 略

(鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第6条 鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年鳥取県規則第 22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

様式第5号(第5条関係)

自立支援医療 (精神通院医療) 支給認定申請書 (新 規・再認定・変更)

※ 1

年 月 日

職氏名 様

申請者氏名

次のとおり、自立支援医療費の支給を申請しま す。

略		
負担	受診者の医	略
額に	療保険各法	
関す	の記号・番	
る事	<u>号</u>	
項	略	
略		

注 略

添付書類 略

---- ここから下の欄には記載しないでください。--行政庁記入欄

様式第5号(第5条関係)

自立支援医療 (精神通院医療) 支給認定申請書 (新 規・再認定・変更)

※ 1

年 月 日

職氏名 様

申請者氏名

次のとおり、自立支援医療費の支給を申請しま す。

略			
負担	受診者の <u>被</u>	略	
額に	保険者証等		
関す	の記号、番		
る事	<u>号等</u>		
項	略		
略			

注 略

添付書類 略

----ここから下の欄には記載しないでください。---行政庁記入欄

略

様式第8号(第6条関係)

自立支援医療受給者証 (精神通院医療)

略		
受診	略	
者	医療保険各法	略
	の記号・番号	
略		

略

様式第9号(第8条関係)

自立支援医療受給者証等記載事項変更届(精神通院 医療)

年 月 日

職氏名 様

届出者氏名

自立支援医療支給認定申請書及び自立支援医療受 り届け出ます。

略			
変更	事 項	変更前	変更後
内容	略		
	医療保険各法		
	の記号・番		
	号、保険者		
	名、受診者と		
	同一の加入者		
	に関する事項		
	略		
略			

注 略

添付書類 略

略

様式第8号(第6条関係)

自立支援医療受給者証 (精神通院医療)

略		
受診	略	
者	被保険者証の	略
	記号及び番号	
略		

略

様式第9号(第8条関係)

自立支援医療受給者証等記載事項変更届(精神通院 医療)

年 月 日

職氏名 様

届出者氏名 印

自立支援医療支給認定申請書及び自立支援医療受 給者証に記載された事項の変更について、次のとお | 給者証に記載された事項の変更について、次のとお り届け出ます。

略			
変更	事 項	変更前	変更後
内容	略		
	被保険者証に		
	関する事項		
	(記号及び番		
	号・保険者		
	名・受診者と		
	同一の加入		
	者)_		
	略		
略			

注 略

添付書類 略

(鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則(平成23年鳥取県規則第67号)の一部を次のように改正す

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前	
(特定歴史公文書等の利用請求)	(特定歴史公文書等の利用請求)	
第5条 略	第5条 略	

利用請求をする者は、前項に定める書類の提出に併 せて、個人番号カード(行政手続における特定の個 人を識別するための番号の利用等に関する法律(平 成25年法律第27号) 第2条第7項に規定する個人番 号カードをいう。) その他当該利用請求をする者の 氏名及び住所又は居所が記載されている書類で館長 が適当と認めるものを提示し、又は提出しなければ ならない。

3 • 4 略

2 本人の情報が記録されている特定歴史公文書等の 2 本人の情報が記録されている特定歴史公文書等の 利用請求をする者は、前項に定める書類の提出に併 せて、運転免許証、健康保険の被保険者証その他当 該利用請求をする者の氏名及び住所又は居所が記載 されている書類で館長が適当と認めるものを提示 し、又は提出しなければならない。

3 • 4 略

(鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則(平成25年鳥取県規則第9号)の一部を次のように改正 する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例施行規 則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県薬物の濫用の防止等に関 第1条 この規則は、鳥取県薬物の濫用の防止に関す する条例(平成25年鳥取県条例第6号。以下「条 例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるも のとする。

(知事指定候補薬物の解除の申立て)

第2条 略

- 2 条例第10条第3項第4号の規則で定める書類は、 次に掲げる書類とする。
 - (1) 個人番号カード(行政手続における特定の個 人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第7項に規定する 個人番号カードをいう。) その他の申立人(法人 である場合は、その代表者。以下同じ。)の住 所、氏名及び生年月日が記載されている書類で あって、申立人が本人であることを証するものの 写し(以下「本人確認書類」という。)

(2) • (3) 略

様式第1号(第2条関係)

知事指定候補薬物の解除申立書

年 月 日

鳥取県知事 様

申立人 住所(法人にあっては主

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

る条例(平成25年鳥取県条例第6号。以下「条例」 という。) の施行に関し必要な事項を定めるものと する。

(知事指定候補薬物の解除の申立て)

第2条 略

- 2 条例第10条第3項第4号の規則で定める書類は、 次に掲げる書類とする。
 - (1) 運転免許証、健康保険の被保険者証その他の 申立人(法人である場合は、その代表者。以下同 じ。)の住所、氏名及び生年月日が記載されてい る書類であって、申立人が本人であることを証す るものの写し(以下「本人確認書類」という。)

(2) • (3) 略

様式第1号(第2条関係)

知事指定候補薬物の解除申立書

年 月 日

鳥取県知事 様

申立人 住所(法人にあっては主

たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては名 称並びに代表者の氏名及 び住所)

電話番号

除を申し立てます。

1~5 略

添付書類 略

様式第2号(第4条関係)

知事指定候補薬物販売等届出書

年 月 日

鳥取県知事 様

住所(法人にあっては主 たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては名 称並びに代表者の氏名及 び住所) 電話番号

知事指定候補薬物を販売(授与)したので、鳥取県 薬物の濫用の防止等に関する条例第12条第1項の規定 | 薬物の濫用の防止に関する条例第12条第1項の規定に により、次のとおり届け出ます。

注 略

様式第3号(第4条関係)

知事指定候補薬物購入等届出書

年 月 日

鳥取県知事 様

住所(法人にあっては主 たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては名 称並びに代表者の氏名及 び住所)

電話番号 知事指定薬物を購入(受領)したので、鳥取県薬物

り、次のとおり届け出ます。

略

注 略

様式第4号(第5条関係)

たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては名 称並びに代表者の氏名及 び住所)

電話番号

私が製造(栽培・販売・授与)をしようとする知事 私が製造(栽培・販売・授与)をしようとする知事 指定候補薬物について、鳥取県薬物の濫用の防止等に 指定候補薬物について、鳥取県薬物の濫用の防止に関 関する条例第10条第2項の規定により、次のとおり解 する条例第10条第2項の規定により、次のとおり解除 を申し立てます。

1~5 略

添付書類 略

様式第2号(第4条関係)

知事指定候補薬物販売等届出書

年 月 日

鳥取県知事 様

住所(法人にあっては主 たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては名 称並びに代表者の氏名及 び住所)

電話番号

知事指定候補薬物を販売(授与)したので、鳥取県 より、次のとおり届け出ます。

注 略

様式第3号(第4条関係)

知事指定候補薬物購入等届出書

年 月 日

鳥取県知事 様

住所(法人にあっては主 たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては名 称並びに代表者の氏名及 び住所)

電話番号

知事指定薬物を購入(受領)したので、鳥取県薬物 の濫用の防止等に関する条例第12条第2項の規定によの濫用の防止に関する条例第12条第2項の規定によ り、次のとおり届け出ます。

注 略

様式第4号(第5条関係)

(表)

第 뭉

写真

身分証明書 所属 職氏名

上記の者は、鳥取県薬物の濫用の防止等に関す る条例第13条第1項の規定により立入調査等を行 う職員であることを証明する。

年 月 日

鳥取県知事 印

(裏)

鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例(抜粋)

(立入調査等) 第13条 略

2 · 3 略

備考 略

様式第5号(第6条関係)

뭉 第 年 月 日

様

鳥取県知事 印

警告書

あなた(次の者)が行った下記1の行為は、鳥取県 薬物の濫用の防止等に関する条例第11条第 号の規定 薬物の濫用の防止に関する条例第11条第 号の規定に に違反するので、同条例第14条第1項(第2項)の規|違反するので、同条例第14条第1項(第2項)の規定 定により、下記2の措置を採るよう警告します。

記略

(表)

第

号

身分証明書

写真

所属 職氏名

上記の者は、鳥取県薬物の濫用の防止に関する 条例第13条第1項の規定により立入調査等を行う 職員であることを証明する。

年 月 日

鳥取県知事 印

(裏)

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例(抜粋)

(立入調査等)

第13条 略

2 · 3 略

備考 略

様式第5号(第6条関係)

第 年 月 日

様

鳥取県知事 印

警告書

あなた(次の者)が行った下記1の行為は、鳥取県 により、下記2の措置を採るよう警告します。

記 略

(鳥取県個人情報の保護に関する法律等施行規則の一部改正)

第9条 鳥取県個人情報の保護に関する法律等施行規則(令和5年鳥取県規則第6号)の一部を次のように改正 する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

(開示の実施における本人確認手続)

に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書に記載されている開示請求者の氏 名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居 所が記載されている行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律(平 成25年法律第27号) 第2条第7項に規定する個人 番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規 (開示の実施における本人確認手続)

第9条 条例第15条の規則で定める書類は、次の各号|第9条 条例第15条の規則で定める書類は、次の各号 に掲げる書類のいずれかとする。

改正前

(1) 開示請求書に記載されている開示請求者の氏 名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居 所が記載されている運転免許証、健康保険の被保 険者証、行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号) 第2条第7項に規定する個人番号カー

定により交付された書類であって、当該開示を受 ける者が本人であること(法第76条第2項の規定 による開示請求にあっては、本人の代理人である こと。以下この条において同じ。)を確認するに 足りるもの

ド、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第 319号) 第19条の3に規定する在留カード、日本 国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者 等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第 71号) 第7条第1項に規定する特別永住者証明書 その他法律又はこれに基づく命令の規定により交 付された書類であって、当該開示を受ける者が本 人であること(法第76条第2項の規定による開示 請求にあっては、本人の代理人であること。以下 この条において同じ。)を確認するに足りるもの (2) 略

(2) 略

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。ただし、第4条中鳥取県児童福祉法施行細則様式第2号の2 の改正規定(成長ホルモン治療の有無の記入欄及び保護者の住所・氏名・続柄欄に係る部分に限る。)及び第 8条(鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則第2条第2項の改正規定を除く。)の規定は、公布の日 から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から令和7年12月1日までの間、第4条の規定による改正後の鳥取県児童福祉法施行細 則様式第2号の2、様式第25号の5及び様式第25号の6中「個人番号カード又は資格確認書」とあるのは、 「個人番号カード、資格確認書又は医療保険の被保険者証(当該被保険者証の有効期間が経過するまでの間 (又は令和7年12月1日までの間)に限る。)」とする。
- 3 この規則の施行の際現に交付されている第4条の規定による改正前の鳥取県児童福祉法施行細則様式第2号 の2による小児慢性特定疾病医療費医療受給者証(兼小児慢性特定疾病登録者証)、様式第25号の5による 入所受給者証及び様式第25号の6による障害児入所医療受給者証並びに第6条の規定による改正前の鳥取県 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則様式第8号による自立支援医療受給 者証については、第4条の規定による改正後の鳥取県児童福祉法施行細則及び第6条の規定による改正後の 鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の様式によるものとみなす。

大麻取締法施行細則を廃止する規則をここに公布する。 令和6年11月29日

> 鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第44号

大麻取締法施行細則を廃止する規則

大麻取締法施行細則(昭和28年鳥取県規則第66号)は、廃止する。 附則

この規則は、令和6年12月12日から施行する。

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年11月29日

> 鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

鳥取県公安委員会規則第6号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則(昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

(安全運転管理者等の選任等の届出)

第10条の2 略

- 2 前項の届出書(選任に係るものに限る。)には、 次に掲げる書類を添付しなければならない。ただ し、自動車の運転の経験の期間が3年以上の者であ ることを副安全運転管理者の選任の要件とした場合 であって、第1号に掲げる書類として運転免許証の 写しを添付するときは、第3号に掲げる書類の添付 を要しない。
 - (1) 安全運転管理者等の戸籍抄本、住民票の写 し、運転免許証の写し又は個人番号カード(行政 手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2 条第7項に規定する個人番号カードをいう。)の 写し
 - (2) 安全運転管理者(施行規則第9条の9第1項 第2号の認定を受けた者であることをその選任の 要件とした場合に限る。) にあっては、次条第2 項の規定による認定通知書の写し
 - (3) 副安全運転管理者(自動車の運転の経験の期 間が3年以上の者であること又は施行規則第9条 の9第2項第2号の認定を受けた者であることを その選任の要件とした場合に限る。) にあって は、その者の自動車の運転の経験の期間を証明す る書類又は次条第2項の規定による認定通知書の 写し

(4) 略

別記様式第4号(第10条の2関係)

略

注1 略

2 届出書には次の書類を添付してください。

(安全運転管理者等の選任等の届出)

第10条の2 略

- 2 前項の届出書(選任に係るものに限る。)には、 次に掲げる書類を添付しなければならない。ただ し、第1号に掲げる書類として副安全運転管理者の 運転免許証の写しを添付する場合は、第3号に掲げ る書類の添付を要しない。
 - (1) 安全運転管理者等の戸籍抄本、住民票の写 し、運転免許証の写し又は健康保険、国民健康保 険、船員保険等の被保険者証若しくは共済組合員 証の写し
 - (2) 安全運転管理者にあっては、その者の自動車 の運転の管理の実務の経験に関する経歴を証明す る書類又は次条第2項の規定による認定通知書の 写し
 - (3) 副安全運転管理者にあっては、その者の自動 車の運転の経験の期間を証明する書類、その者の 自動車の運転の管理の実務の経験に関する経歴を 証明する書類又は次条第2項の規定による認定通 知書の写し

(4) 略

別記様式第4号(第10条の2関係)

略

注1 略

2 届出書には次の書類を添付してください。

- (1) 戸籍抄本、住民票の写し、運転免許証の 写し又は個人番号カードの写し
- (2) 道路交通法施行規則第9条の9第1項第 2号の認定を受けた者であることを選任の要 件とした安全運転管理者にあっては、認定通 知書の写し
- (3) 自動車の運転の経験の期間が3年以上の 者であることを選任の要件とした副安全運転 管理者にあっては自動車の運転の経験の期間 を証明する書類((1)の添付書類として運転 免許証の写しを添付する場合を除く。)、道 路交通法施行規則第9条の9第2項第2号の 認定を受けた者であることを選任の要件とし た副安全運転管理者にあっては認定通知書の 写し

(4) 略

- (1) 戸籍抄本、住民票の写し、運転免許証の 写し又は健康保険等の被保険者証若しくは共 済組合員証の写し
- (2) 管理経歴証明書(安全運転管理者として の管理歴を証明するもの)

(3) 略

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に健康保険、国民健康保険、船員保険等の被保険者証又は共済組合員証の交付を受け ている者を安全運転管理者等に選任する場合においては、当該被保険者証又は共済組合員証の有効期間が経過 するまでの間(当該有効期間の末日が令和7年12月2日以後であるときは、令和7年12月1日までの間とす る。) は、改正後の第10条の2第2項第1号の規定にかかわらず、当該被保険者証又は共済組合員証の写しを 同号の添付書類とすることができる。